

押印見直しに伴う変更について

～申請書等への押印・署名の廃止～

秋田運輸支局

令和2年7月に閣議決定された「規制改革推進実施計画」を受け

令和3年1月1日より、自動車の検査・登録手續において、下記のとおり取扱いが変わります。

記

☆ 申請書等への押印及び署名が不要となる主な手続き

- ・ 継続検査、構造等変更検査
- ・ 所有者の住所、氏名又は使用者に係る手続き（変更登録）
- ・ ナンバープレートの変更や車検証の再交付
- ・ 小型二輪、軽二輪の届出全般

注意点！

所有権の得喪に関わる手続き（新規登録・移転登録・抹消登録）については、これまで同様に印鑑証明書の添付と実印押印が必要となります。

※ 個別詳細については、各担当窓口へご確認下さい。

申請手続に関するお知らせ
～申請手続等にかかる押印・署名が廃止となります～

1. 背景

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）等において、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面を求めている手続全てについて、恒久的な対応として、年内に制度見直しの検討を行うこととされ、これを踏まえ、国土交通省が所管する省令において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、押印を不要とする等の所要改正が行なわれたところです。

そのなかで、軽自動車のいわゆる OCR 申請書につきましても今般の押印見直しの対象とされたことから、令和3年1月4日（月）より以下の取扱いとさせていただきますので、ご理解の程宜しくお願いいたします。

2. 見直しの概要

- ①申請書・申請依頼書・譲渡証明書に求める押印を廃止[※]し、所定の記載のみにより申請することが可能となります。
- ②新規、並行、改造自動車等の事前届出書面についても押印を廃止し、所定の記載により手続きを行なうことが可能となります。
- ③代理人による申請手続の場合は、従前どおり申請依頼書の提出をお願いいたします。

※ 従前の様式（印の表示があるもの）に基づき作成、押印・署名された申請書・申請依頼書・譲渡証明書については、当面の間使用することができます。

詳しくは、軽自動車検査協会職員にお尋ねください。